

---

# 蕪崎市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

---

令和 6 年 4 月

蕪崎市財務政策課

## 1 趣旨

このガイドラインは、韮崎市（以下、「市」という。）が所有する施設及び実施する事業（以下、「施設等」というい。）の命名権（以下、「ネーミングライツ」という。）の適正な導入及び運用について、基本的な考え方や具体的な取扱い等を取りまとめたものです。

ネーミングライツの募集は、本ガイドラインによるもののほか、各施設の所管する担当課が募集要項等を定めて実施します。

## 2 概要

### (1) 導入の目的

市が所有する施設等を有効活用することにより、新たな財源の確保と施設等の知名度、集客力、サービスの向上等を図ることを目的とします。

### (2) 内容

① ネーミングライツは、市と企業等（ネーミングライツ・パートナー）との契約により、市の施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する代わりに、ネーミングライツ・パートナーから、その対価等（命名権料だけではなく、施設等で利用可能な製品等の提供や役務の提供なども対象。以下、「ネーミングライツ料」という。）を得て施設の管理運営に役立てるものであります。

※ネーミングライツにより、市が得たネーミングライツ料については、基本的に施設等の運営・管理に充てるものとします。

② 愛称は、一般的な愛称として使用し、条例で定める施設等の名称を変更するものではありません。

## 3 対象施設及び事業

### (1) 対象施設及び事業

対象施設は、基本として市が所有するすべての施設等（スポーツ施設、文化施設、公園、道路など）とし、施設の一部や付属する設備・工作物、車両であっても可能とします。また、イベント等のソフト事業も対象とします。

### (2) 対象外施設

次に掲げる施設等は、対象外とします。

- ① 庁舎、学校、公民館、病院など導入することで行政の公平性や中立性が損なうとの誤解を受ける恐れがある施設。
- ② 施設の性格上、ネーミングライツの導入施設として適当でないと市が判断した施設（史跡、文化財、公営企業会計の施設、寄贈品が多い施設等）、又は既に公募等により愛称が付されており、その名称が広く市民に親しまれている施設。

### (3) 指定管理者施設

提案に係る施設が指定管理者制度を導入している場合は、あらかじめ当該指定管理者と協議の後、募集を行うものとします。

## 4 導入までの手続き

導入の手続きは、以下のとおりとなります。なお、手続きに係るイメージは、「ネーミングライツ導入の基本的な流れ図」を参照してください。

### (1) 特定施設型

施設等の所管課が施設を特定し、韮崎市ネーミングライツ選定委員会（以下、「選定委員会」という。）にて事業化の決定の後、導入条件の検討及び募集要項の決定を行います。その後、幅広い公表によりネーミングライツ・パートナーを募集します。

基本的な流れは次のとおりです。

- ① 施設所管課における事業化の検討
- ② 選定委員会による対象施設の決定（事業化の決定）
- ③ 選定委員会による導入条件の検討
- ④ 募集要項の決定
- ⑤ 募集
- ⑥ 選定委員会による審査
- ⑦ 優先交渉者の決定、契約締結
- ⑧ 愛称の使用開始

### (2) 提案施設型

対象となる施設等を特定せず、ネーミングライツの趣旨に即した企画提案を企業等から、随時受け付けるものです。対象施設及び事業の中から提案者が任意に選択できます。

ネーミングライツの導入にあたっては、先ず、提案者からネーミングライツ導入に係る事前相談により、導入の可否を審査します。その後、選定委員会において事業化

の検討を行い、「(2)提案施設型」として扱う場合には、提案内容等の審査を行います。

なお、提案があった案件について、選定委員会において特定施設型での実施が適当と判断したときは、提案施設型としては受付けず、特定施設型として改めて募集します（(1)特定施設型の③からの流れによる）。

提案施設型として受付ける場合の基本的な流れは、次のとおりです。

- ① 提案に係る事前相談
  - ② 提案の受付
  - ③ 選定委員会による検討
  - ④ 提案に対する取扱いの決定
  - ⑤ 選定委員会による審査
  - ⑥ ネーミングライツ・パートナーの決定及び契約締結
  - ⑦ 愛称の使用開始
- (3) その他

ネーミングライツ導入にあたって、選定委員会に係る事務は財務政策課にて行い、それ以外は、原則として施設等の所管課とともに行うものとします。なお、提案施設型の場合は、施設等の所管課と協議の後、事務担当課を決定します。

## 5 ネーミングライツ料

### (1) 特定施設型

ネーミングライツ料については、対象となる施設の規模、利用者数、広告効果、他の自治体の類似施設の契約金額などを勘案し、施設ごとに設定します。

設定された応募金額は、市の希望する金額となりますので、これを下回る応募であっても受付けを行います。

### (2) 提案施設型

提案していただいた施設等ごとに、選定委員会において(1)に準じて提案された対価が妥当か判断します。

なお、提案施設型の場合は、対価は金銭以外にも維持管理費等に係る資材の提供や清掃などの役務（サービス）の提供などを対象とすることも可能とします。

## 6 契約期間

施設の場合は、契約期間は、3年以上とし、イベントなどのソフト事業については、一連の事業が終了する日までとします。ただし、市の希望する期間となりますので、これを下回る応募も可能です。

なお、契約期間は、審査項目となっておりますので、審査の際に評価されます。

## 7 募集

### (1) 募集方法

- ① 特定施設型では、ネーミングライツ・パートナーの募集は原則として公募とし、対象となる施設ごとに募集要項を作成します。作成した募集要項は、広報紙や市ホームページに掲載するなど、幅広く周知します。
- ② 提案施設型では、随時募集し、応募の都度、事業化への可能性を検討し、提案施設型として受付ける場合は、提案内容を選定委員会にて審査します。

### (2) 募集要項

特定施設型における、募集要項については、公募に当たり、施設ごとに本ガイドラインに準じ、主に次の事項を含む募集要項等を作成します。

- ア 応募資格
- イ 愛称の条件
- ウ ネーミングライツ料
- エ 契約期間
- オ 特典
- カ 費用負担
- キ 応募時の提出書類
- ク 現場説明会（必要に応じて）
- ケ 応募方法
- コ 募集期間
- サ 選定方法
- シ 指定管理者制度を導入している場合は当該指定管理者名
- ス その他、必要な事項

公募の結果、応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直したうえ、再度公募を実施することができるものとします。

### (3) 募集期間

- ① 特定施設型では、原則として30日間以上の募集期間を設定します。
- ② 提案施設型では、随時応募を受付けます。

### (4) 愛称の条件

愛称は、公共の施設等にふさわしく、また、市民や施設利用者にとって親しみやすい、わかりやすく呼びやすいものとします。

また、利用者の混乱を避けるため、原則として、契約期間内において愛称の変更はできません。

なお、次に掲げるものは、愛称として使用することができないものとします。

- ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- イ 公序良俗に反するもの又は恐れのあるもの
- ウ 人権侵害となるもの又は恐れのあるもの
- エ 政治活動、宗教活動又は選挙運動に関するもの
- オ 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの
- カ 非科学的なものや人を惑わせたり、不安を与えたりする恐れがあるもの
- キ 愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

## 8 応募資格

募集の目的に賛同する企業等を対象とし、市にネーミングライツ・パートナーとして適した資力及び責任をもって継続して事業を実施することができる事業者とします。

なお、次のいずれかに該当する者は除きます。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当するもの
- イ 市から入札指名停止措置を受けているもの
- ウ 宗教活動又は政治活動を目的として結成されたもの
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生又は再生手続きを行っているもの
- オ 書類の提出時において、市の公租公課を滞納しているもの

カ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反しているもの

キ 公序良俗に反する事業を行うもの

ク 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及び利益となる活動を行う団体

ケ その他、市のネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる団体

## 9 費用負担

市とネーミングライツ・パートナーとの費用負担は、次のとおりとします。

なお、ネーミングライツ・パートナーが負担する費用は、ネーミングライツ料のほかに別途負担するものとします。

| 区分                        | 市 | パートナー |
|---------------------------|---|-------|
| 敷地内外の施設看板や道路標識等の表示変更（※1）  |   | ○     |
| 協定期間終了後の原状回復              |   | ○     |
| 市が発行する印刷物やホームページの表示変更（※2） | ○ |       |

※1 敷地外、道路標識の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示とします。また、新規看板等の設置については、設置の可否を含めて協議します。

※2 ホームページの表示変更は、協定締結後に作成する分からとします。印刷物については、残部数や改訂時期などを考慮し、協議のうえ変更時期を決定します。

## 10 選定方法等

### (1) 選定委員会の設置

ネーミングライツの導入に際し、施設等を所管する課及び関係課の職員等からなる選定委員会を設置して選定基準に沿って総合的に審査し、施設等ごとに優先交渉者（提案施設型の場合は、採用者）を決定します。

また、必要に応じて有識者等の出席を求めることができます。

### (2) 選定基準

選定委員会の審査は、次に掲げる項目を参考に、この選定基準に沿って、必要に応じて選定委員会審査要項を定め、選定委員会において総合的に審査します。

提案施設型の場合は、選定委員会において提案内容の採否について審査を行います。

(特定施設型)

| 審査区分   | 審査項目      | 審査の視点                             | 配点  |
|--------|-----------|-----------------------------------|-----|
| 応募者の状況 | 経営状況      | 経営状況の健全性                          | 10  |
|        | 実績        | 活動実績及び今後の計画                       | 10  |
|        | 地域振興等     | 事業所の所在、市事業等への貢献<br>実績や地域振興等に関する理念 | 10  |
| 応募内容   | 愛称案       | 施設にふさわしいか、市民に親し<br>まれやすいかなど       | 10  |
|        | 地域貢献      | 地域社会への貢献度                         | 10  |
|        | 契約期間      | 原則、3年以上                           | 10  |
|        | ネーミングライツ料 | 市の希望に応じた金額かなど                     | 40  |
| 合計     |           |                                   | 100 |

(提案施設型)

| 審査区分   | 審査項目  | 審査の視点                                         | 配点  |
|--------|-------|-----------------------------------------------|-----|
| 提案者の状況 | 経営状況  | 経営状況の健全性                                      | 10  |
|        | 実績    | 活動実績及び今後の計画                                   | 10  |
|        | 地域振興等 | 事業所の所在、市事業等への貢献<br>実績や地域振興等に関する理念             | 10  |
| 提案内容   | 提案内容  | ネーミングライツ料や利用者サー<br>ビスの向上、施設の魅力向上、互<br>いの利点など、 | 40  |
|        | 愛称案   | 施設にふさわしいか、市民に親し<br>まれやすいかなど                   | 10  |
|        | 地域貢献  | 地域社会の貢献度                                      | 10  |
|        | 契約期間  | 原則、3年以上とします。                                  | 10  |
| 合計※    |       |                                               | 100 |

※60点以上で採用とし、満たない場合は不採用とします。

## 1 1 契約の締結及び公表等

### (1) 契約の締結

特定施設型の場合は、優先交渉者として選定した者（提案施設型の場合は、採用者）と、契約の内容について協議し、協議が整った場合には、契約を締結します。

### (2) 公表

契約締結後、速やかに当該団体の名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料（提案施設型の場合は対価）、契約期間などを市ホームページなどにより公表することとします。

### (3) 契約期間終了後の措置

契約期間終了前において、当初の契約相手方は当初の契約の延長について申し入れることができます。契約更新の合意に至った場合には公募しないことがあります。

## 1 2 ネーミングライツ・パートナーの特典

ネーミングライツ・パートナーへの特典の付与については、ネーミングライツを導入する施設ごとに、施設の設置目的や関係法令等の規定を踏まえて募集要項に定め、併せてネーミングライツ・パートナーと協議のうえ、適切に付与します。

なお、特典内容は、施設等により異なりますが、想定する特典の例は次のとおりです。

ア 施設パンフレット等への愛称の記載

イ 広報媒体やホームページによる広報

ウ 施設内での製品の展示や企業広告、ポスター等の掲示など内容によっては付与が可能となる場合があります。

## 1 3 契約の解除

契約締結後、応募資格に該当しないこととなった場合、又はネーミングライツ・パートナーが信頼に欠けると市が判断した場合（提案内容と相違、提案内容にない市への要求、提案内容に反する行為・言動など）や信用失墜行為等に伴い当該施設等のイメージが損なわれる恐れが生じたときは、市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

その場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーが負担することとし、契約満了前であっても、既に納付されたネーミングライツ料は返還しません。

#### **1 4 その他**

- (1) 本件の提案に係る一切の費用は応募者・提案者の負担となります。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (3) ネーミングライツ・パートナーが設置・変更した看板等により第三者に損害が生じた場合や愛称が第三者の商標権を侵害した場合は、ネーミングライツ・パートナーがその負担を負うものとします。

#### **1 5 ガイドラインの適用時期等**

このガイドラインは、令和6年（2024年）5月1日から施行します。

なお、本ガイドラインは、ネーミングライツの運用状況及びその他の状況等を考慮し、必要に応じて見直しすることとします。

#### **1 6 問い合わせ先及び書類の提出先**

〒407-8501 韮崎市水神1丁目3番1号 財務政策課政策調整担当

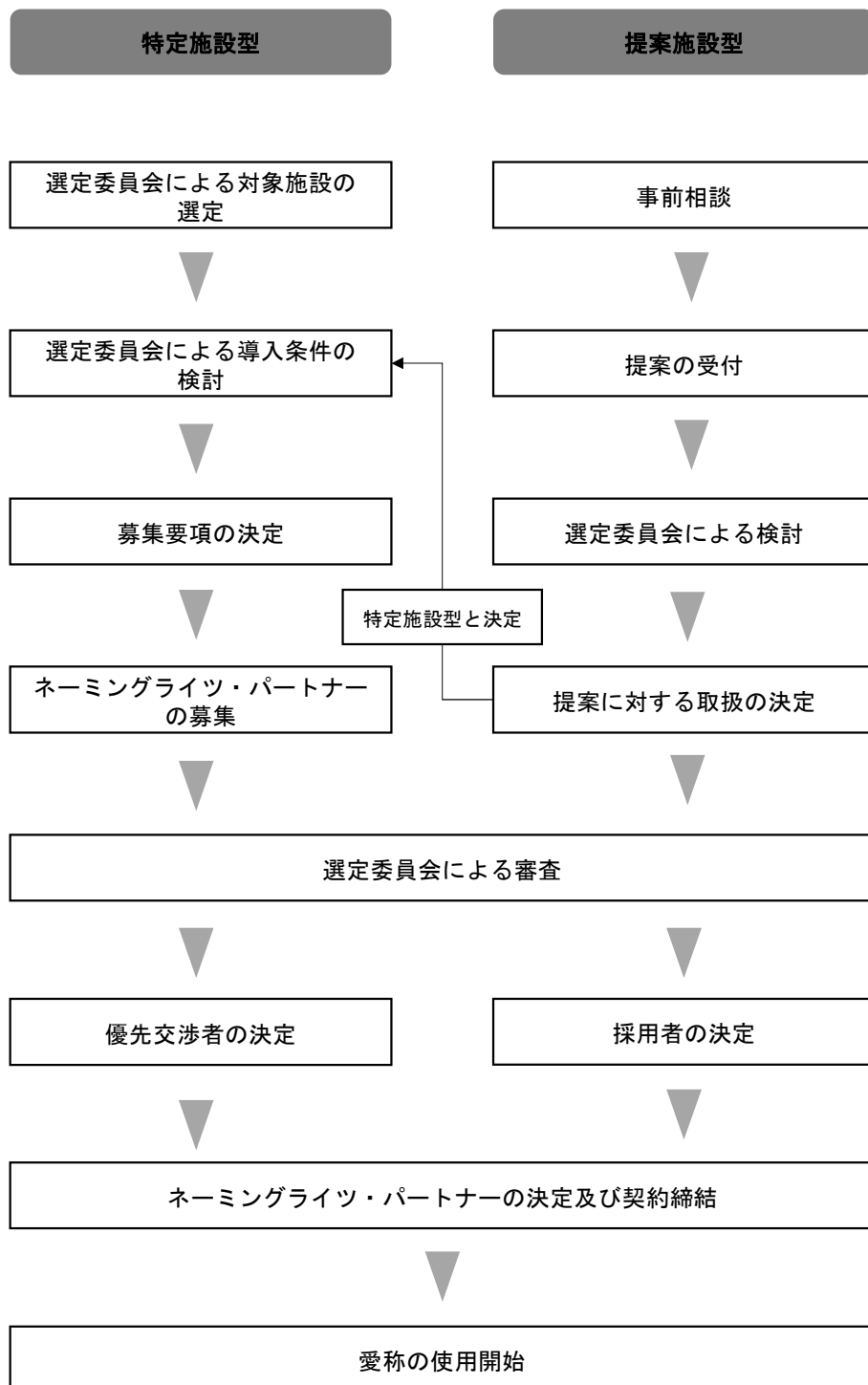
TEL：0551-22-1111（内線355～356）

FAX：0551-22-8479

メール：seisaku@city.nirasaki.lg.jp

（土日祝日を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで）

## ネーミングライツ導入の基本的な流れ



様式 1

年 月 日

(宛先) 蕪崎市長

住 所  
名 称  
代表者氏名

## ネーミングライツ事前相談書

下記のとおり、ネーミングライツを提案するため、事前相談を行います。

記

|                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| 施設名又は事業名           |                        |
| ネーミングライツ料          | 年額 万円 (消費税及び地方消費税を含む)  |
| ネーミングライツ料<br>以外の対価 | 【金額換算したときの相当額 円】       |
| 希望契約期間             | 年 月 日から 年 月 日<br>( 年間) |
| フリガナ<br>愛称案        |                        |
| その他 (質問等)          |                        |

(担当者連絡先)

|          |  |
|----------|--|
| 担当者名     |  |
| 部 署      |  |
| 連絡先 TEL) |  |
| E-mail   |  |

様式 2

年 月 日

(宛先) 蕪崎市長

住 所  
名称  
代表者氏名

ネーミングライツ申込書

下記のとおり、ネーミングライツについて申し込みます。申し込みに当たり、蕪崎市ネーミングライツ導入に関するガイドラインに定める応募資格を満たしていることを誓約します。

記

|                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| 応募の趣旨               |                        |
| 対象施設又は事業名           |                        |
| 愛称案<br>【愛称の説明】      | 【愛称の説明】                |
| ネーミングライツ料           | 年額 万円（消費税及び地方消費税を含む）   |
| ネーミングライツ料以外の対価（提案）  | 【金額換算したときの相当額 円】       |
| 希望契約期間              | 年 月 日から 年 月 日<br>( 年間) |
| 地域活動等に係る理念等         |                        |
| 施設の魅力向上や地域貢献等に繋がる提案 |                        |

|           |  |
|-----------|--|
| その他、補足事項等 |  |
|-----------|--|

(担当者連絡先)

|           |  |
|-----------|--|
| 担当者名      |  |
| 部 署       |  |
| 連絡先 (TEL) |  |
| E-mail    |  |

[添付書類]

- ① 印鑑登録証明書
- ② 登記事項証明書
- ③ 会社概要又は直近3か年の決算報告
- ④ 蕪崎市に滞納がない証明書
- ⑤ 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要のわかるもの
- ⑥ その他施設の所管課で必要と認めるもの